

30各介第42号
平成30年5月9日

市内居宅介護支援事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課

ケアマネジメントに関する基本方針について（周知）

日頃より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。さて、平成30年4月より岐阜県から居宅介護支援事業所の指定等にかかる権限が移譲され、各務原市では下記のとおりケアマネジメントに関する保険者としての基本方針を条例の中に定めましたので、周知いたします。

記

（基本方針）

- 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

各務原市 健康福祉部 介護保険課	担当	柳澤
電 話	058-383-2067（直通）	
F A X	058-383-6365	